

昭和三〇年の第一四七五号

移送決定申請書

原告

岩

淵

文治

被告

国

外一名

右当事者間の御庁損害賠償請求事件について原告は次の通り申立てる

申請の趣旨

本件を東京地方裁判所に移送する
との決定を求める

申請の理由

一現在東京地方裁判所第二十四民事部に於いて準備手続進行中の
昭和三十年(ワ)第二九一四号

原告 下 出 隆 一

辞 兼 上 司 本 司 一 去 律 務 所

原告 三井物産株式会社
被告 国

被告 国

に係る損害賠償請求事件と本件とは

(一) 被告が同一である

(二) 争点が同一である

(いづれも原爆被災者よりの損害賠償請求である)

(三) 証拠資料の要部が共通である

(四) 共に準備手続中である

従つて併合審理せらるるを適當とするところ、現在東京地方裁判所係属事件が本件より審理が進んでいるので訴訟経済並に審理促進の見地から本申請に及んだ次第である。

昭和三十二年二月二十六日

右原告訴訟代理人弁護士

岡 本 尚



右申請に同意する

被告指定代理人

麻植福雄 

大阪地方裁判所第二民事部

御中

詳使上 司本台一 去 律 務 所